



2022年11月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゼ ロ
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 北 村 竹 朗
 (コード番号：9028 東証スタンダード)
 問 合 せ 先 取 締 役 グ ル ー プ 戦 略 本 部 長 高 橋 俊 博
 (TEL：044-520-0106)

株式会社給付信託（BBTおよびBBT-RS）への追加拠出に伴う
 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年12月12日（月）
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 252,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,162 円
(4) 処 分 総 額	292,824,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2015年9月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式会社給付信託（BBT）」（以下「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入しております（BBT 制度の概要につきましては、2015年8月27日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式会社給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

また、当社は、2022年9月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、「株式会社給付信託（BBT-RS）」（以下「BBT-RS 制度」といいます。）を導入しており、BBT-RS 制度に基づく当社による株式取得資金の拠出および当社株式の取得等も本信託を通じて行うこととしています（BBT-RS 制度の概要につきましては、2022年8月25日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、BBT 制度および BBT-RS 制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、ならびに本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再

信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託 E 口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の役員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2023年6月末日で終了する事業年度から2025年6月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で40,000株)および「役員株式給付規程(BBT-RS)」に基づき当社の役員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2023年6月末日で終了する事業年度から2025年6月末日で終了する事業年度までの3事業年度分で212,000株)の合計であり、2022年6月30日現在の発行済株式総数17,560,242株に対し1.44%(2022年6月30日現在の総議決権個数168,531個に対する割合1.50%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

※ 追加信託の概要

追加信託日 2022年12月12日

追加信託金額 222,824,000円(注)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 252,000株

株式の取得日 2022年12月12日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、追加信託金額(222,824,000円)および信託財産に属する金銭(70,000,000円)の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,162円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,162円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,119円(円未満切捨)に対して103.84%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,069円(円未満切捨)に対して108.70%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,059円(円未満切捨)に対して109.73%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役2名(うち1名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上